

| No. | 該当項目                                                          | 意見                                                                                                                                      |                                                                                              | 対応                                                                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |                                                               | 内容                                                                                                                                      | 補足（修正理由等）                                                                                    |                                                                                                                                       |
| 1   | P25 ウ新たな技術による資機材の活用<br>P34・35 (4) 孤立集落対策の実施                   | 関西広域連合として、様々な資機材の配備状況の把握等はもちろんですが、それらを用いた訓練や新技術の普及・促進するためのサポートが必要ではないか。                                                                 |                                                                                              | ・各構成団体の導入した新技術を用いた訓練の実施や新技術の確保等に関して、情報提供を行ってまいります。                                                                                    |
| 2   | P29 ⑦保健医療活動体制の整備                                              | ・「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」へ修正。                                                                                                            | ・令和4年7月22日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づき修正。                                      | ・ご指摘を踏まえ、修正します。                                                                                                                       |
| 3   | P29 ⑦保健医療活動体制の整備<br>ア 保健医療福祉調整本部体制の整備                         | ・以下のとおり修正を提案。<br>(修正案)<br>「構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備するとともに、地域の保健医療活動の実施に必要な保健所の機能強化を図る。」                     | ・令和4年7月22日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づき修正。                                      | ・ご指摘を踏まえ、以下の内容を追記します。<br>(修正案)<br>「構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備する。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。」      |
| 4   | P46 <災害対応のタイムテーブル><br>応急対応期(避難初期)                             | ・以下項目を追記。<br>「・長期避難による健康懸念への対応(活動量の低下、食生活の悪化、緊急度の低い医薬品の不足)」                                                                             | ・避難生活が長期化した際の課題について、記載する必要があると思われるため。                                                        | ・ご指摘を踏まえ、以下の内容を追記します。<br>(修正案)<br>「※避難が長期間に渡る場合も想定すること」                                                                               |
| 5   | P46 <災害対応のタイムテーブル><br>応急対応期(避難初期)<br>・広域避難の実施                 | ・広域避難拠点の運営方法について、具体的な実施内容等について詳細に精査したうえで、マニュアル等を取りまとめておくべき。                                                                             | 能登半島地震において、1.5次避難者の避難先が把握できずに、移動先で健康を害した事例があったので、被害の規模が大きい南海トラフ地震では広域避難の運営が非常に重要となることが想定される。 | ・能登半島地震を踏まえた国による検討及び南海トラフ地震防災対策基本計画の見直しを踏まえ、修正等を検討してまいります。                                                                            |
| 6   | P46 <災害対応のタイムテーブル><br>応急対応期(避難初期)<br>・学校教育機能の回復               | ・関西広域連合において、学校教育機能の回復に加えて、保育機能の継続等を支援する仕組みづくりを考える必要がある。                                                                                 | 能登半島地震において、病院内保育所の拡充による子供の受け入れ、市役所や病院へ公立の保育園職員を派遣する等、保育機能の継続に資する好事例が見受けられた。                  | ・各自治体・事業者の業務継続計画において反映することが適当であり、業務継続計画に反映すること呼びかけるとともに、今後、プランの修正等を検討してまいります。                                                         |
| 7   | P52 ②応援体制の確立                                                  | ・修正案について、以下のとおり修正を提案。<br>(修正案)<br>また、広域連合及び応援団体は、被災府県による応援職員の活動環境の整備が円滑に行えるよう、必要に応じて、男女双方の視点を踏まえた応援職員のプライバシーや生活衛生環境に配慮した宿泊場所の確保等の支援を行う。 | ・宿泊場所の選定にあたっては、応援職員の生活環境を考慮してもらいたいため。                                                        | ・国の検討状況、各構成団体の地域防災計画の見直し状況を踏まえ、今後記載内容について検討してまいります。                                                                                   |
| 8   | P56 (被災市町村の受援業務)<br>区分: 究明救助・消防部隊、医療・保健・介護・福祉支援の受入、重症患者搬送     | ・「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」へ修正。                                                                                                            | ・令和4年7月22日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づき修正。                                      | ・ご指摘を踏まえ、修正します。                                                                                                                       |
| 9   | P78 <被災者の生活状況の変化と必要な対応><br>「必要な対応」<br>「1避難所の運営等」              | ・以下のとおり修正を提案。<br>(修正案)<br>・避難所運営方針、ルール(早期の自主運営化等)の確立                                                                                    | ・自主運営化のルール作りは特に必要と考えるため。                                                                     | ・ご指摘を踏まえ、以下の内容を追記します。<br>(修正案)<br>・「・地域自治会等の組織による早期の自主運営化等を考慮」                                                                        |
| 10  | P78 <被災者の生活状況の変化と必要な対応><br>「必要な対応」<br>「1避難所の運営等」              | ・被災地の受援力が乏しい中、避難所環境を改善するためには、ボランティアの強化等、具体的な内容について記載する必要がある。                                                                            |                                                                                              | ・ご指摘を踏まえ、以下の内容を追記します。<br>(修正案)<br>・「※一般ボランティアの他、避難所環境の改善に必要な専門ボランティア等の確保・連携に配慮」                                                       |
| 11  | P79 <被災者の生活状況の変化と必要な対応><br>「前期」・「安定期」<br>「必要な対応」<br>「5 医療・健康」 | ・以下項目を追記。<br>「・適切な医療活動のため、要配慮者や患者等の状況に関する情報共有」                                                                                          | ・適切な医療活動を実施するためには、要配慮者や患者等の状況に関する情報共有が不可欠と思われるため。                                            | ・ご指摘を踏まえ、修正します。                                                                                                                       |
| 12  | 災害救助法の運用について                                                  | ・関西広域連合において、災害救助法に関する実施事務等のノウハウについて、避難所間の状況で格差が生じないよう、並走型によってノウハウを伝えることのできる仕組みを作るべき。<br>・避難所の運営について、標準化できるように仕組みづくりが必要。                 | ・避難所において、特別基準の適用の有無、仮設住宅の建設状況や災害ゴミの分別方法が異なる等の事例が見受けられた。                                      | ・ご指摘の意見については、関西広域連合として各構成団体に共有するとともに、各構成団体の検証結果や地域防災計画の改訂状況等を注視しつつ、今後、避難所の運営に格差が生じないよう、関西広域連合としての対応方法について検討していきます。                    |
| 13  | 災害ボランティアの周知について                                               | ・イベント時に配布される防災に関するパンフレットや講演会等を通じて、災害ボランティアの認知度向上を図るべき。                                                                                  | ・能登半島地震において、被災者において災害ボランティアについて認識がない等が原因でボランティアを断られる事例があった。                                  | ・当該事例について各構成団体間で共有するとともに、周知方法を検討してまいります。                                                                                              |
| 14  | 派遣職員における業務の分散化について                                            | ・被災地へ派遣された職員のデスクワークを、派遣元の自治体で対応する等、業務を分散化する仕組みを作るべき。                                                                                    | ・個人情報の問題はあるが、被災地へ派遣された職員のデスクワークを派遣元の自治体で行うことによって、業務負担が減り、現地での応援業務に専念できる。                     | ・各構成団体の取組事例について共有を図るとともに、国における検討、各構成団体の地域防災計画の見直し等を踏まえ、修正等について検討します。                                                                  |
| 15  | 追加項目について①                                                     | ・以下の内容を、改訂案に追記するべき。<br>【情報収集・通信】<br>総務省や電気通信事業者に対し通信料を含めた資機材を貸与するよう働きかける。                                                               |                                                                                              | ・国への提言・要望として検討してまいります。                                                                                                                |
| 16  | 追加項目について②                                                     | ・以下の内容を、改訂案に追記するべき。<br>【避難所運営】<br>構成府県市はパーティションや段ボールベッド等の保管場所を確保するよう努める。                                                                |                                                                                              | ・P72において避難所の運営でパーティションや段ボールベッドを活用すること、P28において市町村が避難生活に必要な物資の備蓄に努めることや府県が管内市町の指定避難所の整備を支援することは既に記載されており、ご意見の内容は含まれると考えられますので、追記は見送ります。 |
| 17  | 追加項目について③                                                     | ・以下の内容を、改訂案に追記するべき。<br>【避難所運営】<br>・被災市町村は、施設被害や避難者名簿等の避難所情報の集約や共有に努める。                                                                  |                                                                                              | ・施設被害の集約や共有については、P60「1 被害情報の収集」で読み取れるため、追記は見送ります。<br>・避難者名簿の集約や共有については、P62「5 避難者対策の実施」に記載されている「○避難者数、避難者指名等の確認」で読み取れるため、追記は見送ります。     |